

# 専利の電子出願に関する規定

2010年10月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 『専利の電子出願に関する規定』

### 第57号

『専利の電子出願に関する規定』は局務会議の審議を経て採択されたので、ここに公布し、2010年10月1日から施行する。

局長 田力普

2010年8月26日

### 専利の電子出願に関する規定

**第一条** インターネットを介して伝送され、かつ電子書類の形式により提出される専利出願（以下、専利の電子出願という）に関連する手続き及び要求を規範化し、出願者による専利出願に便宜を図り、専利審査の効率を高め、政務管理の電子化を推進するために、『中華人民共和国専利法実施細則』（以下、専利法実施細則という）第2条と第15条2項に準拠した上で、本規定を制定する。

**第二条** 専利の電子出願を行う者は、事前に国家知識産権局と『専利の電子出願システムユーザ登録協定』（以下、ユーザ協定という）を締結しなければならない。

専利の電子出願代理業務を開設する専利代理機構は、当該専利代理機構の名義により国家知識産権局とユーザ協定を締結しなければならない。

国家知識産権局とのユーザ協定が既に締結されている専利代理機構に、専利の電子出願業務を委任する出願人は、国家知識産権局とのユーザ協定を別途締結する必要がない。

**第三条** 出願人が2人以上あり、かつ専利代理機構には委任していない場合には、電子出願を提出した出願人を代表者とする。

**第四条** 発明、実用新案及び意匠の専利出願はいずれも電子書類の形式によって提出してよいとする。

専利法実施細則第101条2項に準拠して中国国内段階に移行される専利出願は、電子書類の形式によって提出してよいとする。

専利法実施細則第101条1項に準拠して国家知識産権局に専利の国際出願を提出するものは、本規定を適用しない。

**第五条** 専利を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に係わり、機密保持の必要があるものは、紙書類の形式によって専利出願を提出しなければならない。

出願人が電子書類の形式によって専利出願を提出した後に、国家知識産権局で当該専利出願について機密保持の必要があると判断した場合には、当該専利出願を紙書類の形式に変更した上で審査を進めるとともに、出願人に通知するものとする。出願人は後続手続において紙書類の形式によって各種書類を提出しなければならない。

専利法実施細則第8条2項(一)号に準拠して、直接に外国で専利を出願するか或いは関連の外国機関に専利の国際出願を提出する場合に、出願人が国家知識産権局に提出する機密保持審査請求及び技術方案は、紙書類の形式によって提出しなければならない。

**第六条** 専利の電子出願及び関連書類の提出に当たっては、所定の書類の様式、データの基準、操作規程及び伝送方式を順守しなければならない。専利の電子出願及び関連書類が国家知識産権局の専利電子出願システムで正常に受信されない場合には、提出されていないものと見なす。

**第七条** 専利の電子出願の諸手続を行う出願人は、電子書類の形式によって関連書類を提出しなければならない。別途の定めがない限り、国家知識産権局は出願人が紙書類の形式によって提出する関連書類を受け付けないものとする。本項の規定に合致しない場合には、関連書類が提出されていないものと見なす。

紙書類の形式によって専利出願を提出し、かつ受理された後には、国の安全又は重大な利益に係わるもので機密保持の必要のある専利出願を除いて、出願人は紙書類による出願を専利の電子出願に変更することを要請してよいとする。

特別な事情から、専利の電子出願を紙書類による出願に変更する必要がある場合には、出願人は要請した上で、国家知識産権局から審査・承認を受け、関連手続を行った後、紙書類による出願に変更してよいとする。

**第八条** 専利の電子出願の諸手続を行う出願人は、専利法及びその実施細則又は専利審

査指南での規定によって原本の提出が求められた関連書類について、原本の電子化スキャンしたものを提出してよいとする。国家知識産権局は必要と判断した場合に、出願人に指定期限までに原本を提出するよう、要請することができる。

専利の電子出願の提出に当たって、出願人が専利法実施細則に定めた諸費用の減額及び納付猶予を要請するために関連証明書類を提出する必要がある場合、専利出願の提出時に証明書類の原本の電子化スキャンしたものを合わせて提出しなければならない。電子化スキャンした書類を提出しない場合には、関連の証明書類が提出されていないものと見なす。

**第九条** 電子書類の形式によって、国家知識産権局に提出する各種書類は、国家知識産権局の専利電子出願システムで電子書類を受信した日を提出日とする。

専利の電子出願について、国家知識産権局から電子書類の形式により出願人に出される各種の通知書や決定又はその他の書類は、書類の発信日から起算して15日間が満了した日を、出願人が書類を受け取った日と推定される。

**第十条** 専利法及びその実施細則、並びに専利審査指南における、専利出願と関連書類に関する全ての規定は、紙書類の形式により提出される専利出願と関連書類のみを対象とする定めを除き、すべて専利の電子出願に適用する。

**第十一条** 本規定は、国家知識産権局が解釈について責任を持つ。

**第十二条** 本規定は、2010年10月1日から施行する。2004年2月12日付けで国家知識産権局令第35号にて発布された『電子の専利出願についての規定』は同時に廃止とする。